―宮内省臨時帝室編修局と文部省維新史料編纂会の史料相互貸借の事例から―久邇|宮家|所蔵朝|彦親王関係史料の復元

でござります、 る史料を後世に伝へ、当時の識者をして一大国史編纂の材料に供せ 類とは維新歴史の材料の正確なるものにて、… た処でござります、…(中略)… 宮殿下の御書類と近衛家の御書 けより多くあるとも少いと云ふ事はあるまいと、先づ大体拝見致し 様なもので、 さる)が御書類の目録の半分でござります、是は元治元年以後の分 **久邇宮殿下御所蔵材料の事をお話申します、即ち此れ(目録書を示** 御互の責任を尽さないと云ふ恐れかござります、 此の御目録の分が元治以来で、其の御書類は、 其の以前のは皆な袋又は箱に這入つて居るとか云ふ (中略) :: 此れだ 完全な

ていた。その結果、 の一部である。同年四月から京都府の二条離宮において近衛家所蔵史料 藩事蹟取調所で行われた史談会の談話聴取の場で発表した史料調査報告 (史談会会員)で久邇宮家の編纂顧問でもある市来四郎が、 往復書類が現存し、総数も「彼是三千以上」になるとの見込みを持っ 調査を行っていた市来らは、 これは明治二十九年(一八九六)十一月二日、公爵島津家の編集員 市来は久邇宮初代朝彦親王の自筆日記を始め、 帰京後、 久邇宮家所蔵史料の調査も進め 宮内省の旧 多く

> | 久邇宮家所蔵史料が明治維新の「源因と時情を知るの一大貴重なる(ママ) 白 石 烈

材料」であることを看破したのである。

指摘であると考えられる。 的なものであることは間違いないだろう。特に久邇宮家が所蔵する史料 基礎的位置を占める先行研究で強調され、現在でも広く認められている 佐し、政局に大きな影響を与えた。このことは近年の幕末政治史研究の 見宮邦家親王の第四男子で、幕末期には国事御用掛として孝明天皇を補 の朝彦親王に関する史料発掘が行われていないため、きわめて意義深い を群として調査する重要性を説いている点は、現在に至るまで同家所蔵 ている。このような状況に鑑みると、上記市来四郎の意見がかなり先駆 協会叢書『朝彦親王日記』二冊 (元治元年七月~慶応三年九月) に留まっ しかし、筆者もそうであったように、そこで多用される史料は日本史籍 朝彦親王(文政七年(一八二四)~明治二十四年(一八九一))は伏

同家の幕末維新期史料についても、東京大学史料編纂所に紙焼写真帳が では田島公氏を代表とする大型科学研究費プロジェクトの推進により、 年(一九三八)に財団法人陽明文庫を設立して原本保護に尽力し、現在 日本史研究における利用環境は飛躍的に良好なものになっている。 市来が同時に重要性を指摘した近衛家所蔵史料は、近衛家が昭和十三

況になっている。 (8) 一方、久邇宮家に所蔵された明治維新関係史料については、全体像は

本稿ではこの状況を改善するための第一歩として、久邇宮家にかつて四二))である。

の課題について分析していくことにする。本に含まれている。本稿ではそれらを比較検討することによって、上記宮内公文書館所蔵の臨帝本と、東京大学史料編纂所所蔵の維新史料引継宮内公文書館所蔵の臨帝本と、東京大学史料編纂所所蔵の維新史料引継

、久邇宮家所蔵史料の概要

(一) 久邇宮家における史料整理

際、当事者ノ便宜命名セシモノナルヘク、仍テ、本書公刊ニ付テハセルハ、嘗テ宮家ニ於テ親王御事蹟ニ関スル文書整理ヲ行ハレタル一、本書ハ久邇宮朝彦親王ノ御日記ニシテ、書中毎冊御手日記ト題

見宮ノ御日記ナルコトヲ明瞭ナラシムヘキ名称ヲ用フルコト、セリ。

… (中略) …

所蔵されるのみであること。⑤日本史籍協会叢書は維新史料編纂会の副 王の日記原本は、久邇宮家の火災に遭って焼失したと伝えられているこ 関係する「文書整理」を行った際に便宜的に付けられたこと。②そのた などが分かる。 局の副本であること。⑦そのため謄写時の誤りがある可能性があること、 本を底本にしたこと。⑥維新史料編纂会の副本の底本は、臨時帝室編修 と。④そのため日記の副本は臨時帝室編修局と維新史料編纂会に各 め日本史籍協会が『朝彦親王日記』と改題して刊行したこと。③朝彦親 日記」という表題があるが、これは過去に久邇宮家が朝彦親王の事蹟に この緒言から得られる情報は多い。①朝彦親王の日記写本には ニ由ナキヲ以テ、完璧ヲ期スルコト能ハサルハ、誠ニ遺憾ノ事ナリ コロ尠ナカラサルヘキモ、今ヤ其御直筆ノ御日記ヲ親シク拝読スル トシテ更ニ作製セル副本ナルヲ以テ、 蔵本ニ拠レリ、 ヲ蔵セルニ過キス、今回本書ノ校訂ニ当リテハ、維新史料編纂会所 ル由拝聞セリ、 本書原本宮御真筆ノ御日記ハ、 現二帝室臨時編修局及維新史料編纂会二副本各 同編纂会所蔵ノモノハ臨時編修局所蔵ノ副本ヲ基礎 先年宮家祝融ノ際 転々謄写ノ際誤脱ヲ生セルト 悉ク焼尽セ 「御手

行い、翌三十三年六月に「久邇親王行実」を明治天皇に奉呈した。「御実編輯委員が発足し、宮内省から編纂補助費の支給を受けて伝記編纂を省にも働きかけていた。その結果、明治三十二年に故朝彦親王殿下御行広島配流の冤罪証明を目的とする事蹟調査を独自に開始し、併せて宮内広島配流の冤罪証明を目的とする事蹟調査を独自に開始し、併せて宮内正記編纂である。久邇宮家では明治二十六年から朝彦親王の明治元年王伝記編纂である。久邇宮家では明治二十六年から朝彦親王の明治元年王伝記編纂である。久邇宮家が行った文書整理は重要なので確認しておきたい。まず、①の久邇宮家が行った文書整理は重要なので確認しておきたい。

時のものである。 手日記」の命名などが行われた文書整理とは、この朝彦親王の事蹟調査

録」、③後述する「知御所蔵書惣計目録/ 甲と重複しているので、②は、①と③を合綴したものと捉えられる。 ②は、①に加えて「久邇宮御所蔵書細目録」が合綴されており、これが 当している。ただし、表題に記されている「細目録」は確認できない。 数が記されているが、 と④である。 **久邇宮家で作成され、** じく「朝彦親王行実資料」二に該当する「目録 乙」となる。このうち (4) 載した目録四冊が確認できている。内訳は①島津家に残された「久邇宮 上記①の表題にある「細目録」に該当するものであろう。内容も③目録 この文書整理の実態がうかがえるものとして、久邇宮家所蔵史料を記 ③後述する「朝彦親王行実資料」一に該当する「目録 ① は 「御書物類総大目」として、史料の大まかな内容と員 /外ニ細目録添」、②史談会本の「久邇宮家御蔵書目(⑴) 登載された史料の範囲としては上記③目録甲に該 同家所蔵史料の全体像が詳細に把握できるのが③ 甲^[3] (4) 同

に保管されていた史料群があったことも判明する。 とまりが「第一」から「第八」まで合計七百八十件列挙されており、 箪笥に保存されていたという。 や意見書というように同じ性格の史料ごとにまとめられていたことが分 朝彦親王の書簡については還俗前後の時系列で分類し、他は親王の返書 二件)、「粟田御代御書簡」(四十七件)「相国寺御代仝」(六件)、 かる。そして、合計三百三十八件の史料が「国事書類入御箪笥」 十六件)を列挙し、「以上ハ国事書類入御箪笥ヨリ出ツ」とある。つまり、 宮御代仝」(百九件)、「御返事類其他」(百十八件)、「意見書類其他」(三 最も詳細な③目録甲の記載をみると、朝彦親王の「御草稿類」(二十 他には「旧無印御袋入御書類」というま という 「中川 袋

包中御書類」「旧「反古入」中御書類」「旧無袋御書類」第一~第十など 史料の保管方法は④目録乙の記載でも確認できる。 やはり 「紫縮緬御

> 袋や包み入りのものが挙げられ、 第一〜第六など、箱に入れる方法も確認できる。これらは市来四郎 他に「黒塗金菊御紋附文箱中御書類 の証

言と符合している。

とになる。 の史料ごとにまとめ、それ専用の箪笥・箱・袋に入れて管理していたこ つまり、久邇宮家では朝彦親王の史料をある程度時系列または同性格

番号・事由欄が設けられている。 ちりめん御包より出たる御書類」の詳細について、史料の日付・記名主 目録乙])。 番まであり、 次に、久邇宮家による史料整理だが、 事由欄にそれぞれ内容摘要が記載されている (【図版) 番号 (史料件数)は一番から百四十一 ④目録乙を例にすると、「旧

業が行われたことになるだろう。 れた史料群は一部を除き、明治三十年一月から三月にかけて目録整理作治三十年三月一日調」と記載がある。これから考えて、目録乙に記載さ る。 り出たる御書類」の件名目録には「明治三十年一月調」と記載されてい 三十年二月十八日調」、「黒塗金御紋附文箱入御書類(第一)」五件に ていたことになる。残る④目録乙だが、既述した「旧紫ちりめん御包ェ 十年二月十二日」とあるので、少なくとも③目録甲はこれ以前に完成し 調」と明記してある。①と③を合綴した目録②は「謄写月日」 この史料整理が行われた具体的時期だが、目録①には「廿九年十二月 他の史料群についても、「旧無袋御書類 (第一)」三十六件に「明治 欄に「三

関係の史料群が所蔵されていたことになる。が整理登載されているので、久邇宮家には合計三四七九件もの明治維新が整理登載されているので、久邇宮家には合計三四七九件もの明治維新 最終的に、目録甲には計二一一六件、 目録乙には計一三六三件の史料

明治三十年三月までの間に行われたと考えられる。明治三十年は久邇宮 上から、 **久邇宮家による史料整理はおおむね明治二十九年末頃から**

以

十一月二十九夜 + + 十二月廿四日 H 月十二 月 九 附 IB B H 紫ちりめん御包より 御 記 名 主 番 來 貮 壹 + 六 四 五 號事 出たる 通 内府公春日祭都参向無帶相齊思姓八事十恐放 内公上書面到來一搞御殿內願三付明日午 雅叔~恐入传. 一久世大胆皆古事一把後守之事 刻奏集被示候事 在候然此处今日初節句付人形小期等稅給り立し 奉書四、折白為子、御卷物等目録也 九門是边事深浪,所事天官一之事 三社是恭略防長追討一被告静調即析之事 出陳一行御教書之事 和 書 類 明治三年一月調 由

目録乙

るシリーズである。

成されたのが「御行実編輯料」と題され を行ったと考えられる。これによって作 容ごとのまとまりも考慮しつつ筆写作業 編纂の典拠となり得る史料を選択し、 (二)「御行実編輯料」の作成

朝彦親王関係史料群の整理作業を終え

た久邇宮家は、

次にこれらの中から伝記

纂員と編纂顧問も置いていた時期に当たっているので、上記久邇宮家に が下されていた。 宛てて「故朝彦親王殿下御履歴、 家が独自に朝彦親王の事蹟調査を継続していた時期で、宮内省との交渉 は難航しつつも、 おける史料整理はこの作業の一環として行われたと捉えられる。 この口達以後、 税王殿下御履歴、其宮ニ於テ取調フヘシ」との「口達」明治二十九年二月四日には宮内大臣から久邇宮家令に 久邇宮家は家令を編纂主任に充て、
 編

> 図版① までの六つの史料群は、それぞれ い史料を併せて筆写して一冊に合本して いる。他には異なる史料群から内容の近 実編輯料」一~六として筆写採録されて いるものも確認できる。 た「御草稿類」から「意見書類其他 先述した目録甲の史料群を例にする 「国事書類入御箪笥」に保管されて

一御行

測させる書出記載があるので、 写省略の旨が記載されている。これは目録甲では日付・記名主ともに空 れたものもある。たとえば、「御行実編輯料」十六に収録の「十五之袋 できる。また、史料件名のみ採録されたが内容そのものの筆写が省略さ と照合すると、「御行実編輯料」には欠番になっているものが複数確認 れた史料が存在することである。 慶応二丙寅年九月朔閏十月晦」の七番の史料は「無用文、略之」と筆 (不明)で、 内容欄に 「昨夕御書之処不能即報恐入候」と挨拶文を推 「御行実編輯料」 編輯料」に筆写される際に収録が見送ら 目録甲・乙二冊に記載された史料番号 ただし、ここで留意すべきは 作成時に、 朝彦親王の 「御行実

類 が焼失する火災が発生していることが確認できる。この時、(3) 際、大正八年(一九一九)十二月十八日に東京の久邇宮邸内西洋館一 よれば、久邇宮家で所蔵されていた原史料は火災で失われたとある。 シリーズは「久邇親王行実」完成までの間に作成されたと考えられる。 行実」が明治天皇に奉呈された二ヶ月後に該当するので、「御行実編輯料 能性が高いことがうかがえる。明治三十三年八月といえば、「久邇親王 を示しており、この時期に「御行実編輯料」シリーズは完成していた可 十三年八月以久邇宮御蔵本鄭行実資料写之了」と記載している。つまり、親一三年八月以久邇宮御蔵本卿行実資料写之了」と記載している。つまり、親 年の朝彦親王日記を久邇宮家から筆写しているが、その奥書に されたことが確認できる。このシリーズの作成時期であるが、 日記原本を始め、 王の当該日記は原本ではなく「御行実編輯料」七十一から筆写したこと から朝彦親王の伝記編纂に有用と判断された史料や情報を選別して作成 たことが判明した。しかし、日本史籍協会叢書『朝彦親王日記』 「孝明天皇紀」の編修を進めていた宮内省先帝御事蹟取調掛は、 以上、久邇宮家には三千件を超える明治維新関係史料が所蔵されてい このように「御行実編輯料」シリーズは、久邇宮家所蔵原史料群の 貴重な情報を提供する史料群となったのである。 臨時帝室編修局と維新史料編纂会の両機関のみに所蔵される副本 明治維新関係の原史料群も焼失したと思われる。 朝彦親王の 同時期に 「明治三 緒言に 文久二 その 実 棟 中

次章では、両組織が所蔵する久邇宮家所蔵史料の副本類について分析

を進める。

維新史料編纂会二、久邇宮家所蔵朝彦親王関係史料をめぐる臨時帝室編修局と

一)臨時帝室編修局と維新史料編纂会の協定

三日付で結ばれた、収集史料についての協定のみ掲げておく。とは先行研究の指摘するところである。ここでは大正六年十月二十七一)七月までが重複しており、業務遂行上、双方で協定が結ばれてい皇が誕生した嘉永五年(一八五二)九月から廃藩置県の明治四年(一八皇が誕生した嘉永五年(一八五二)九月から廃藩置県の明治四年(一八皇が誕生した嘉永五年(一八五二)九月から廃藩置県の明治四年(一八皇が誕生した。

覚

纂員ノ会合ヲ開クコト、一、史料蒐集ノ便宜ヲ計リ、又ハ意見ヲ交換スル為ニ、時々両局編

一、両局ノ材料中、必要ナルモノハ互ニ融通スルコト、

二亘リテモ、便宜本文ノ方法ヲトルコト、タルモノハ、他ノ一方ニ通知スルコト、但シ、両局ノ関係年間以外一、両局ニ於テ新ニ採集、若ハ発見シタル材料中、互ニ必要ト認メ

史料ノ稿本ハ互ニ閲覧セシムルコト、

者の許可が必要か否かについて言及されていないことである。 えないだろう。 い以上、原所蔵者の許可を求める必要を認めていなかったと考えざるを ただし、ここで留意すべきは、収集史料を相互に融通する際に原所蔵 記載がな

(二) 臨時帝室編修局が借用した久邇宮家所蔵史料

料をめぐる臨時帝室編修局と維新史料編纂会の相互貸借】である 内省の公文書で確認できた範囲でまとめたのが【表① は、久邇宮家が所蔵する史料をどのように使用していたのか。これを宮 収集史料の相互融通を協定していた臨時帝室編修局と維新史料編纂会 朝彦親王関係史

修局と維新史料編纂会との間では史料の相互貸借が繰り返されるのだ 間史料を借用していたことになる。後述するように、その間臨時帝室編 書を発行し、久邇宮家から提示された所蔵史料の借用手続きをすませて を受領している (【表①】連番3)。そして、翌八年三月十一日付の借用 じ目録または同内容の目録と仮定するならば、久邇宮家作成の目録甲に 冊の目録のうち、 連番1)。この目録の内容は不明だが、書名が第一章第一節で述べた四 新史料編纂会から「久邇宮家御蔵書目録」を借用した事例である(【表①】 ることから(【表①】連番14)、臨時帝室編修局は久邇宮家から約十六年 せ (【表①】連番2)、三日後に久邇宮家から送致された所蔵史料リスト 該当するので、同家所蔵史料のほぼ半分の内容を把握できたことになる。 ついて最初に情報を得たのは、大正七年(一九一八)一月十日付にて維 いる(【表①】連番4)。この借用史料の返却手続きを完了させたのが、 「明治天皇紀」編修終了後の昭和九年(一九三四)四月二十五日付であ これによれば、 臨時帝室編修局は五月に久邇宮家に局員を参邸させて協議さ ②史談会本「久邇宮家御蔵書目録」と同一である。同 臨時帝室編修局が久邇宮家所蔵の朝彦親王関係史料に

> が、 ける史料融通の象徴的な事例であるように思われる。 新史料編纂会からの目録借用だったと考えられることは、 臨時帝室編修局が久邇宮家に最初に接触する契機となったのが、 両組織間にお

が【表② 大正八年三月十一日付借用史料一覧】である。合計百十四冊 て借用したと判断できる。 合致していることから、臨時帝室編修局は久邇宮家が示した史料群を全 で、これらは前年に久邇宮家が提示した所蔵史料リストと内容・ 次に、臨時帝室編修局が久邇宮家から借用した史料の内訳を示したの 冊数が

草稿類」七十八冊が核になっている。朝彦親王当人の日記に加え、 その他(【表②】連番9~11)の三群構成となる。このなかでも中心と 量の多い史料群である。 の意見書・書簡・来簡など幕末期の朝廷上層部の意向が記録された情報 なるのが①「御行実編輯料」シリーズで、特に「御手記」十七冊と「御 連番1~4)、②「久邇親王行実」の草稿類(【表②】連番5~8)、③ この借用史料群を区分すると、①「御行実編輯料」シリーズ (【表②

史料である。 該当)が残されており、久邇宮家による執筆内容の変遷が分かる好個の(33) ②「久邇親王行実」の草稿類合計十冊は、初稿から第九稿

で発見ないし作成された史料で、「御行実編輯料」シリーズに組み込ま(当)その他は、おもに「久邇親王行実」編纂終了後に、新たに久邇宮家 れていないのもそれが原因と思われる

臨時帝室編修局と維新史料編纂会の相

維新史料編纂会が臨時帝室編修局から史料借用した事例が確認できるは 纂会はそれをどのように利用していたのだろうか。 臨時帝室編修局が久邇宮家から上記史料群を借用した後、 常識的に考えれば、 維新史料編

冊を臨時帝室編修局が維新史料編纂会から借用している事例がそれであ 邇親王行実」十冊、「久邇宮御履歴書」一冊、 できてしまう(【表①】連番5・6)。大正九年七月三日と五日に 維新史料編纂会から久邇宮家所蔵史料を借用している事例が最初に確認 ずなのだが、前掲 る (目録二冊の借用が三日と五日で重複しているが詳細不明 御手記」十七冊、「御行実編輯料 【表①】で確認するとむしろ逆で、臨時帝室編修局が 御草稿類」七十八冊、「久 「御行実編輯料 目録」二 「御行

会が筆写したものではないと考えられる。 は久邇宮家から提供されたものであり、臨時帝室編修局や維新史料編纂 邇宮家所蔵)」と明記されていることから、やり取りされている史料群 いたのが維新史料編纂会であることは間違いない。また、これらが「(久 借用書の「所有者」欄には「維新史料編纂事務局」の印が押してある 少なくともこの時点で「御行実編輯料」以下の史料群を保有して

用手続きは書類上のものにすぎないケースである。二つは、 借りて利用していた。 維新史料編纂会で、臨時帝室編修局は維新史料編纂会が保有する史料を できることは二点あり、一つは久邇宮家から最初に史料借用していたのは 見の限り宮内省側の公文書で確認することができていない。ここから想定 会が臨時帝室編修局から最初に史料借用した書類が見当たらないだけで、 ら久邇宮家所蔵史料を借用した事例が存在するはずである。しかし、 三月十一日以降のどこかの段階で、維新史料編纂会が臨時帝室編修局か **久邇宮家から所蔵史料を借用した主体は臨時帝室編修局とするケースで** 本来なら臨時帝室編修局が久邇宮家から史料を「借用」した大正八年 つまり、 臨時帝室編修局が久邇宮家と交わした借 維新史料編纂 管

料を借用した主体であることは否定できないと考える。すなわち、 点目についてだが、 次の事例から臨時帝室編修局が久邇宮家所蔵史 臨時

> ある(【表①】連番8)。約一ヶ月後に調査を終了した後、維新史料編纂 十八冊、「御行実編輯料 新史料編纂会に「久邇親王行実」十冊、 帝室編修局が維新史料編纂会から史料を借用した三日後の七月八日、 局であり、維新史料編纂会とは考えられない。 ことから、あくまで久邇宮家から史料を借用していたのは臨時帝室編修 纂会に「再貸与」したと記されている(【表①】 会間で貸借が行われているが、その際も臨時帝室編修局から維新史料編 ①】連番9)。この史料は翌年一月にも臨時帝室編修局と維新史料編纂 会に再び史料を戻しているが、その際も「再貸与」と表記している(【表 月二十五日に維新史料編纂会から「一時回収」したと表記しているので 連番7)、その後「久邇親王行実」十冊が必要になったため、同年十一 目録 甲乙」二冊を返却しているが(【表①】 「御行実編輯料 連番10・11)。これらの 御草稿類」七

進めていく。 料編纂会は臨時帝室編修局から史料を融通されていたとする立場で論を されれば詳細が判明すると思われるが、今後の課題としたい。本稿では することができていない。この点は維新史料編纂会側の関連史料が見出 編修局から久邇宮家所蔵史料を借用した事例が存在するはずだが、 あくまで臨時帝室編修局が久邇宮家所蔵史料の借用主体であり、 を「借用」した大正九年七月以前の段階で、 そうすると、やはり最初に臨時帝室編修局が維新史料編纂会から史料 維新史料編纂会が臨時帝室

四 原所蔵者である久邇宮家の立場

料相互貸借事例から確認してみたい。 史料の原所蔵者の立場について言及がなかった。この点を両組織間 (一) で述べたように、 臨時帝室編修局と維新史料編纂会の協定では

史料の原所蔵者である久邇宮家の関与が確認できる事例は、

大正十 应 (103)久邇宮家所蔵朝彦親王関係史料の復元(白石)

出、御聴済相成候ニ付、同会へ一時御交付方可然御取計相成度、出、御聴済相成候ニ付、同会へ一時御交付方可然御取計相成度、編纂局ヨリ其主催ニ係ル維新史料展覧会ニ出品致度旨ヲ以テ拝借願予テ貸下ノ故朝彦親王御行実編輯料中、御手日記拾七部ヲ維新史料

治元年七月~明治十五年正月)の出陳が確認できる。 治元年七月~明治十五年正月)の出陳が確認できる。 治元年七月~明治十五年正月)の出陳が確認できる。 治元年七月~明治十五年正月)の出陳が確認できる。

行われた場合、久邇宮家に許可を求めた事例は確認できない。これ以前に臨時帝室編修局と維新史料編纂会の二者のみでの史料貸借がるに際し、原所蔵者である久邇宮家に許可を求めた唯一の事例である。これは維新史料編纂会が臨時帝室編修局から久邇宮家の史料を借用す

わってくる問題でもある。次章で分析してみたい。 の底本が、緒言の記すとおり臨帝本だったのかどうかに関

、臨帝本と維新史料引継本の対応関係

本と維新史料引継本の対応関係】である。副本を作成したのだろうか。その対応関係をまとめたのが【表③ 臨帝冊である。このうち、臨時帝室編修局と維新史料編纂会はどれぐらいの臨時帝室編修局が久邇宮家から借用した朝彦親王関係史料は全百十四

(一)「御行実編輯料」シリーズ(【表③】連番1~100)

該当する朝彦親王日記は必要がなかったのである。

「御手田記」、久邇宮家が所蔵する原史料群の構造・内容が把握臨時帝室編修局は、久邇宮家が所蔵する原史料群の構造・内容が把握臨時帝室編修局は、久邇宮家が所蔵する原史料群の構造・内容が把握臨時帝室編修局は、久邇宮家が所蔵する原史料群の構造・内容が把握監当する朝彦親王日記は必要がなかったのである。

一冊(「御行実編輯料」七十一)しか筆写されていない。
三が欠番になっており、同四十五から最終卷七十八にかけては、わずか三が欠番になっており、同四十五から最終卷七十八にかけては、わずか高り行実編輯料」十四、同二十九、同三十三、同三十八、同四十~四十編纂所所蔵の「御行実編輯料」三十八冊の外題から巻番号を確認すると、会が筆写したのは三十八冊にとどまっている。そのため、東京大学史料会をが、のは、一個行実編輯料」だが、全七十八冊のうち、維新史料編纂次に狭義の「御行実編輯料」だが、全七十八冊のうち、維新史料編纂

期の情報を含んでいるということである。 副本が作成されなかったものの内容を確認すると、風聞書や履歴書の 期の情報を含んでいるということである。

本維新史料稿本」に採録された「朝彦親王日記」を確た史料群が久邇宮家所蔵本だったことは既述したとおりである。「大日大正九年段階で臨時帝室編修局と維新史料編纂会の間でやり取りされ

間違いない。 間違いない。 間違いない。

をしていることになる。 (31) 史籍協会叢書『朝彦親王日記』緒言は、不正確な説明 史籍協会叢書『朝彦親王日記』緒言は、不正確な説明 (31) といることになる。維新史料引継本の底本は臨帝

(二)「久邇親王行実」の草稿類(【表③】連番⑪~⑪)

にうえで「初稿」の筆写は見送られたのであろう。 は「初稿」が、記載内容が慶応三年(一八六七)までで、明治の草稿は「初稿」だが、記載内容が慶応三年(一八六七)までで、明治とから、端的に比較できるこの二冊に絞った結果と考えられる。最初期とから、端的に比較できるこの二冊に絞った結果と考えられる。最初期を含まない不十分な内容になっている。このように記載内容を吟味したうえで「初稿」の筆写は見送られたのであろう。

要とされたのに対し、維新史料編纂会は最初と最後の差異が判断できれ臨時帝室編修局にとっては記載内容の変遷を把握するため全草稿が必



図版② 維新史料引継本「御手日記」五の表紙

ば十分だったということになる。

(三) その他(【表③】連番11~16

ては全く筆写していないのである。全て副本作成していた臨時帝室編修局だが、これ以外の史料六冊についれらの史料群である。上記(一)(二)の史料(【表③】連番1~⑴)は臨時帝室編修局と維新史料編纂会の対応が正反対になっているのがこ

料編纂会が、ここでは六冊全点副本を作成している。他方、上記(一)(二)では必要なもののみ副本作成していた維新史

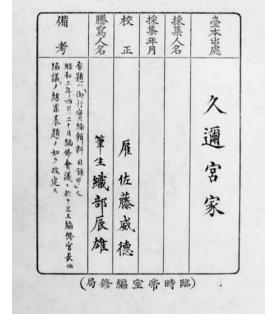
臨時帝室編修局が副本作成しなかった理由は推測せざるをえないが、 「孝明天皇宸翰写」甲・乙の二冊についてみると、一冊目の冒頭に「近 「孝明天皇宸翰写」甲・乙の二冊についてみると、一冊目の冒頭に「近 「本を作成しており、また、これより先に「孝明天皇紀」を編修した先帝 本を作成しており、また、これより先に「孝明天皇紀」を編修した先帝 本を作成しており、された以 とあることから分かるように、近衛家が所蔵する孝 は別途副 本を作成していたのであり、副本作成を見送った理由もそのあた りに求められるのではないだろうか。

(四)臨時帝室編修局と維新史料編纂会の筆写時期

認しておく。 宮家所蔵朝彦親王関係史料の副本作成が行われた時期を【表③】から確宮家所蔵朝彦親王関係史料の副本作成が行われた時期を【表③】から確臨時帝室編修局と維新史料編纂会が相互に史料貸借するなかで、久邇

採集年月欄が未記載の簿冊が多く、 た可能性は高いと思われる。 月・五月にかけての十五冊のみである。 報欄】)。ただし、「御行実編輯料」シリーズの副本作成時期については ブルチェックに留意していたことが分かる(【図版③ た職員名や校正担当者名を記載するなど、 の出所情報を記載する欄がある。 まず臨時帝室編修局だが、 臨帝本には表紙見返しに史料原本 特に副本を作成する際に謄写を担当し 判明するのは大正十四年二月・四 他の簿冊もその前後に筆写され 筆写時の誤りを防ぐためのダ 臨帝本の出所情 (<u>底</u> 本

むしろ、臨時帝室編修局の判断で重要なのは、借用史料の原題を変更



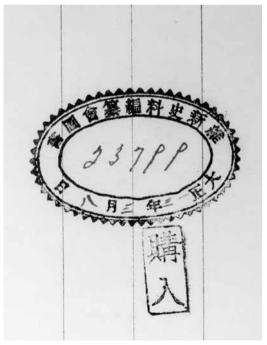
図版③ 臨帝本の出所情報欄

称では史料内容を推測することが困難だと判断されたためであろう。が決定されている。これは久邇宮家が付けた「御行実編輯料」という名彦親王行実資料」、「久邇親王行実」→「朝彦親王行実」という名称変更臨時帝室編修官長三上参次以下の協議の結果、「御行実編輯料」→「朝したことである。昭和三年(一九二八)四月二十日の編修会議において、

判断できる プ】)。維新史料編纂会が副本を作成した時期は大正十三年三月~七月と タンプを押してしまったのではないだろうか(【図版④ 四月~七月に「本会作製」のスタンプが押されている。問題になるのが タンプが参考になる。これによれば、大正十三年三月に「購入」、 でもないため、より分かりやすい朝彦親王に変更したのだと思われる。 朝彦親王であるが、久邇親王という名称は宮内省が公的に使用した名称 親王の身位だったのは初代朝彦親王のみであり、その意味で久邇親王= 三月に作業した際、「本会作製」と押すべきところを誤って「購入」ス 筆で筆写されており、 いなく、外部から購入したものとは考えにくい。おそらく、大正十三年 「購入」スタンプだが、史料はすべて「維新史料編纂会」十行罫紙に手 次に、維新史料編纂会の筆写時期だが、これも史料冒頭に押されたス 「久邇親王」という名称も同様で、 維新史料編纂会が作成した副本であることは間違 明治八年創設の久邇宮家において 購入スタン 同年

行実」など外題をそのまま踏襲している。 史料原題を変更することなく、「御行実編輯料」「御手日記」「久邇親王史料原題を変更することなく、「御行実編輯料」「御手日記」「久邇親王

本には重複も多いが、基本的に相互補完の関係にあり、臨帝本(宮内庁性の高い簿冊のみを副本作成したことが判明した。しかし、両組織の副史料群のうち、臨時帝室編修局も維新史料編纂会も、双方にとって必要以上の分析の結果、久邇宮家が臨時帝室編修局に貸与した百十四冊の



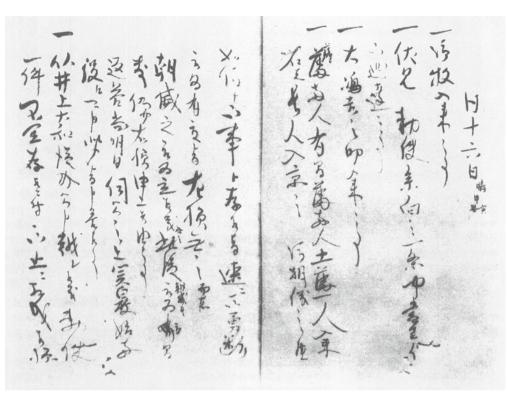
図版④ 購入スタンプ

ることが可能になると指摘できる。双方を組み合わせることによって、初めて百十四冊の全貌を明らかにすま陵部宮内公文書館所蔵)と維新史料引継本(東京大学史料編纂所所蔵)

朝彦親王日記の原本と写本の関係

手日記」との関係に言及したい。 最後に、焼失したとされる朝彦親王日記原本と、「御行実編輯料 御

とあるので、おそらく火災前に久邇宮家が日記原本を撮影した写真があに掲載された図版二コマのうちの一つである。「久邇宮家蔵写真御貸下」原本】)。これは維新史料編纂会が昭和十一年に刊行した『維新史料聚芳』図版一コマ(元治元年七月十六日条)である(【図版⑤ 朝彦親王日記図版一コマ(元治元年七月十六日条)である(【図版⑥ 朝彦親王日記原本の次に掲載するのは久邇宮家がかつて所蔵していた朝彦親王日記原本の



図版⑤ (元治元年7月16日条) 朝彦親王日記原本

りであることが判明する。薩摩・久留米・土佐藩士が警告したのは朝威 あるが、二個目と三個目は を原本図版で確認すると、一個目は「御朝儀」 纂会が副本作成時に独自に付けた注記である。 付けられていない。原本図版でも確認できないので、これは維新史料 のものと考えられる。この注記は維新史料引継本にはあるが臨帝本には された「マ、」は、それぞれ「有馬」「御朝議」であることを示すため 章でもある。 は今後「朝儀」が立たなくなると主張しているが、文意を取りにくい文 そのうえで確認したいのが三ヶ所登場する「朝儀」の語である。これ まず、日本史籍協会叢書で記載されている「有間」と 「朝威」とあって、 (意味としては朝議) で 「朝儀」とする翻刻が誤 「御朝儀」に付

実に翻刻したといえる

本の段階で誤っていたことになる。むしろ日本史籍協会叢書は底本に忠 翻刻ミスは日本史籍協会によるものではなく、底本である維新史料引継 なっていて、臨帝本も全く同じである。つまり、

この「朝威」の部分だが、

維新史料引継本では二ヶ所とも「朝儀」と

「朝威」↓

「朝儀」の

の低下だったことになり、これなら十分意味が通じる文章になる。

り、それを維新史料編纂会が借用して掲載したものであろう。

この原本部分と比較するため、日本史籍協会叢書の同日条四項目を引 一薩藩両人・有間藩両人・土藩一人入来、マ、 之由如何之御事卜存候旨、 速二御勇断被為有度旨、左様無之而者 右ハ長人入京之 御朝く、

此後朝儀被為立間敷、

名が朝彦親王邸に参上し、 禁門の変直前の段階で、薩摩藩士二名・久留米藩士二名・土佐藩士 候事、 (41) 朝儀之被為立候儀無之、 「朝儀」が長州藩兵の入京を認めてしまって 依而右様申上候由

段階で気づいて修正していたのではないかと思われる。 段階で気づいて修正していたのではないかと思われる。 大正のに「朝威」とあるのを臨帝本が「朝儀」と翻刻ミスしていれば、校正のして筆写ミス防止に留意していた臨時帝室編修局であるから、仮に底本と誤って翻刻していたのではないだろうか。筆耕者名と校正者名を明記記」を筆写し、「御行実編輯料」シリーズに組み込んだ段階で「朝儀」起きるのが、臨帝本と維新史料引継本の底本である「御行実編輯問題となるのが、臨帝本と維新史料引継本の底本である「御行実編輯問題となるのが、臨帝本と維新史料引継本の底本である「御行実編輯

彦親王御紀」が典拠史料として掲載されている。 「親王御紀」が典拠史料として掲載されている。 「親王御紀」が典拠史料として掲載されている。 「の、実は日記原本から抄録されたと思われる写本が存在する。 「の、実は日記原本から抄録されたと思われる写本が存在する。 「の、実は日記原本から抄録されたと思われる写本が存在する。 「の、実は日記原本から抄録されたと思われる写本が存在する。 「の、実は日記原本から抄録されたと思われる写本が存在する。

写したと明記されていたが、ここにはそのような記載はない。また、本 を、「御行実編輯料」三十六に収録された断簡から抄録している箇所で ただし、 からも「御行実編輯料」から抄録したとは考えにくいように思われる。 文を確認すると、欄外に筆写した箇所も複数みられるなど、書式の観点 したように、 記之秘抄也、 先帝御事蹟取調掛の「朝彦親王御記」の奥書には「右 御手日記 「御行実編輯料」 文久二年の朝彦親王日記は「御行実編輯料」七十一から筆 明治三十三年八月、就久邇宮拝写、一校了」とある。 では欠本になっている元治元年十月条~十二月条部分 を閲覧していることが確実な部分もある。 /朝彦親王御手 既述 そ

ある。

おわりに

関係史料全百十四冊に該当することを明らかにすることができた。との関係にあり、火災前の大正八年段階で久邇宮家が提供した朝彦親王時帝室編修局と文部省維新史料編纂会が副本を作成していた。宮内庁書時帝室編修局と文部省維新史料編纂会が副本を作成していた。宮内庁書時帝室編修局と文部省維新史料編纂会が副本を作成していた。宮内庁書時帝室編修局と文部省維新史料編纂会が副本を作成していた。宮内庁書時帝室編修局と文部省維新史料編纂会が副本を作成していた。宮内庁書時帝室編修局と文部省維新史料編纂会が副本を作成していた宮内省臨況にある。とができた。

本史籍協会叢書『朝彦親王日記』二冊に頼ってきたこれまでの史料状況はない。また、朝彦親王日記原本の数少ない写真図版と副本を比較してはない。また、朝彦親王日記原本の数少ない写真図版と副本を比較してはない。また、朝彦親王日記原本の数少ない写真図版と副本を比較してはない。また、朝彦親王日記原本の数少ない写真図版と副本を比較してはない。また、朝彦親王日記原本の数少ない写真図版と副本を比較してはない。また、朝彦親王日記原本の数少ない写真図版と副本を比較してはない。また、朝彦親王日記原本の数少ない写真図版と副本を比較してはない。また、朝彦親王の伝記編纂という無論、久邇宮家が行った史料整理作業は、朝彦親王の伝記編纂という無論、久邇宮家が行った史料整理作業は、朝彦親王の伝記編纂という

史料群の構造分析も今後の課題である。かった。また、残された史料の性格の違いや、発信者別の来簡分析など、となどを指摘したが、それらが持つ意味の有無については言及できなとなどを指摘したが、それらが持つ意味の有無については言及できなき理の実態についてである。本稿では史料の収納容器の区別があったこ管理の実態についてである。本稿では史料の収納容器の区別があったこ

らかにしていきたいと考えている。 場に朝廷内では孝明天皇・関白・議奏・伝奏・国事御用掛などとのる。特に朝廷内では孝明天皇・関白・議奏・伝奏・国事御用掛などとのる。特に朝廷内では孝明天皇・関白・議奏・伝奏・国事御用掛などとのこつは皇族家所蔵史料の分析を組み込んだ幕末政治史研究の深化であ

註

- 常用漢字を使用し、適宜読点・中略記号・傍線を付した。(1)『史談速記録』第五十二輯(史談会、一八九七年)。以下、引用史料は
- (2) 市来四郎の同年六月二十二日の談話 (同右)
- 号、二〇〇二年)。 (4) 白石烈「「公武合体」をめぐる会津藩の政治活動」(『史学研究』二三五
- 九年復刻。初版は一九二九年)。 (5) 日本史籍協会叢書『朝彦親王日記』一・二(東京大学出版会、一九六
- のみやび―』(笠間書院、二〇一六年)。同編『陽明文庫 近衛家伝来の(6) 田島公編『近衛家名宝からたどる宮廷文化史―陽明文庫が伝える千年

- 九年)ほか。 至宝―設立八十周年記念特別研究集会記念図録―』(吉川弘文館、二〇
- 求記号六一四〇.六―五)。(7)『陽明文庫幕末維新期史料』全四十三冊(東京大学史料編纂所所蔵。請
- (8) 戦前の久邇宮家において朝彦親王日記原本の調査を行った唯一の成果(8) 戦前の久邇宮家において朝彦親王日記原本の知選記では、一九八六年復刻。後述するように久邇宮邸は大正八年(一九一九)十二月に火災に遭っているが、和田は幕末期から明治十四年までの朝彦親王日記について、各冊の表紙情報・形態・員数等を紹介している(同書王日記について、各冊の表紙情報・形態・員数等を紹介している(同書王司について、各冊の表紙情報・形態・員数等を紹介している(同書で利典『皇學館史話』(皇室御撰之研究』(国書逸文研究会、一九八六年復刻の別職前の久邇宮家において朝彦親王日記原本の調査を行った唯一の成果
- (9) 『朝彦親王日記』一の緒言。
- Ⅲ修了研究論文、二○一九年)。 王行実」の編纂と宮内省」(国立公文書館平成三十年度アーカイブズ研修(①) 以上、久邇宮家における伝記編纂の詳細については、白石烈「「久邇親
- 島津家に残されたものと思われる。 一二―二○)所収。久邇宮十行罫紙に毛筆。おそらく市来四郎が入手し、(⑴)「久邇宮文書」(東京大学史料編纂所所蔵。請求記号 島津家本―いⅡ―
- 出所)欄に「市来四郎差出」とある。 ―史談会―一九)。事蹟取調所十行罫紙に毛筆。「史料所名」(史料底本の(12) 「久邇宮家御蔵書目録」(東京大学史料編纂所所蔵。請求記号 史談会本
- 三四一五二。原題は「御行実編輯料 目録 甲」)。(13)「朝彦親王行実資料」一(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号
- 編輯料 目録 乙」)。(4)「朝彦親王行実資料」二(同右。識別番号三四一五三。原題は「御行実(4)「朝彦親王行実資料」二(同右。識別番号三四一五三。原題は「御行実
- 後述する明治三十五年九月に追加された史料も記載されている。このこの談話速記録や宮内大臣書簡も目録化(合計十七件)されている。また、二十六日にかけて、宮内大臣田中光顕や侍従長徳大寺実則と行った面談(5) 久邇宮家の目賀田栄が明治三十一年六月三日から明治三十二年三月

(16) 久邇宮家が最終的にまとめた目録甲・乙の二冊に登載されなかった史料もある。目録①には朝彦親王自筆日記とは別に、「御奥日記」十九冊(安政六年~明治二十四年)と「御表日記」百十三冊(安政二年十一月~明政六年~明治二十四年)と「御表日記」百十三冊(安政二年十一月~明改二十六年)が記載されている。これは市来四郎の調査時にも把握されたいたもので(前掲『史談速記録』第五十二輯)、おそらく久邇宮家で書き続けられた家日記に該当するものであろう。久邇宮家の史料整理は伝き続けられた家日記に該当するものであろう。久邇宮家が最終的にまとめた目録甲・乙の二冊に登載されなかった史に編纂という特化された目的のために行われており、同家所蔵の史料全に記載という特化されて記述という。

 $\widehat{27}$

 $\widehat{26}$

- 別番号二三〇三〇)第一九号文書。(17) 内事課「明治二十九年 皇親録」(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識
- 付類 下(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号三四一八六)。(18)「朝彦親王行実資料」三十五 御行実編輯料十六 慶応二年御書面及書
- (19)「尊融親王御記」(宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵。函架番号四五五―四七)。
- いた可能性がある。 当初京都にあった原史料群は、「久邇親王行実」編纂時に東京に移されて(2) 久邇宮家編『邦彦王行実』(久邇宮家蔵版、一九三九年)略年譜五二頁。
- して─」(『日本大学精神文化研究所紀要』三十六集、二○○五年)。と協定書の成立過程について─特に井上馨と金子堅太郎の動向を中心と十五号、二○○一年)。堀口修「維新史料編纂会と臨時編修局の合併問題七七五~七八○頁。箱石大「維新史料編纂会の成立過程」(『栃木史学』(1) 『東京大学史料編纂所史 史料集』(東京大学史料編纂所、二○○一年)、
- 紙に毛筆。 内公文書館所蔵。識別番号一一二七九―二)第五号文書。宮内省十行罫内公文書館所蔵。識別番号一一二七九―二)第五号文書。宮内省十行罫(22) 臨時帝室編修局「大正三年~昭和八年 例規録」二(宮内庁書陵部宮
- (23) 前掲白石「「久邇親王行実」の編纂と宮内省」参照。
- から発見された文久期の国事関係書類であることが分かる。 テ 御見出シ、御箪笥第壹引出シ分也」とあり、新たに箪笥の引き出し史料引継本―特Ⅱ―三―一)の冒頭に「明治三十五年夏、更ニ御内ニ於(24) たとえば「国事御書類」天(東京大学史料編纂所所蔵。請求記号 維新

- 宮内公文書館所蔵。識別番号一一二六九—一)、第一号文書。(25) 臨時帝室編修局「大正十四年 明治天皇紀編修録」一(宮内庁書陵部
- ただし、副本作成しなかった簿冊でも必要箇所が「大日本維新史料稿本」所蔵『史料展覧会陳列目録』(請求記号R八五〇〇―五一)所収)、四七頁。維新史料編纂会編『第二回史料展覧会陳列目録』(東京大学史料編纂所
- 所「維新史料綱要データベース」を利用した。年前、一種のでは、東京大学中科編纂年十二月三日条(徳島藩主の京都警衛免除願いの項)。東京大学史料編纂本」/「校定済」」の印が押されている(「大日本維新史料稿本」元治元備考欄に「久邇宮家所蔵/御行実編輯料五六所載」とあり、続けて「「原に採録されている事例も確認できる。その場合は「史料登録用紙乙」の
- の項)。 (28) 「大日本維新史料稿本」慶応元年三月二十六日条三項目(将軍上坂猶予(28)
- 蔵。識別番号三四一五八)。(2)「朝彦親王行実資料」七(御手日記)五(宮内庁書陵部宮内公文書館所(2)
- 日本維新史料稿本」慶応元年閏五月二十二日条(将軍入京参内の項))。御手日記二所載」の後に「維新史料編纂会所蔵」印が押されている(「大も確認できる。その場合、「史料登録用紙乙」備考欄の「御行実編輯料(3)) 無論、朝彦親王日記の副本を作成した後は、それを利用している事例
- た可能性も考えられる。箱石大氏のご教示による。を避けるため、日本史籍協会叢書刊行時にあえて不正確な緒言を執筆し(3))原所蔵者の久邇宮家を介さずに副本を作成していたことを表明するの
- 料引継本—特Ⅱ—四—一)。 (32) 「孝明天皇宸翰真写」甲(東京大学史料編纂所所蔵。請求記号 維新史
- 函架番号四五一—一四)。(3)「孝明天皇宸翰写(近衛家蔵)」一~六(宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵。
- 「明治三十五年十月廿四日・廿五日、宮ニ就テ拝観、即其ノ要文ヲ抄ス」「国事御書類」(宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵。函架番号四五五―五〇)。『多者号四五 ―――四〉

35

とある。

- 別番号九九○二八四)第一四号文書。 (36) 図書寮「明治四十四年 図書録」(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識
- 題としたい。 「貸写」の解釈が判然としない面もあり、これは今後の課業されている。「貸写」の解釈が判然としない面もあり、これは今後の課会十行罫紙)が残されていて、それぞれ朱書で「臨時編修局ニ於て貸写会十行罫紙)が残されていて、それぞれ朱書で「臨時編修局ニ於て貸写会・行の中に筆写作業者名と校了したことを記した作業メモ(維新史料編纂(37) なお、維新史料引継本の「御手日記」六と七の二冊には、一丁目袋綴
- れている。この史料群の所在については今後の課題としたい。年の久邇宮邸火災にも遭わず、昭和九年に全点無事に久邇宮家に返却さ(38) 臨時帝室編修局が借用していた百十四冊の史料群については、大正八
- 九八年新装復刊。初版は一九三六年)、一四~一五頁。(39) 文部省維新史料編纂事務局編『維新史料聚芳』(東京大学出版会、一九
- (4) 掲載された二コマは元治元年七月十六日条と慶応元年六月二十六日条
- 前掲『朝彦親王日記』一、二頁。元治元年七月十六日条。

 $\widehat{41}$

- 四六)。(纪)「朝彦親王御記」(宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵。函架番号四五五―
- 『孝明天皇紀』五(平安神宮、一九六九年)、二八一頁[。]

 $\widehat{43}$

た理由は不明である。

た理由は不明である。

ないる。維新史料編纂会が維新史料引継本「御手日記」の採用を回避し、現王御記」の転載)しているため、二ヶ所の「朝威」は正しく反映され、親王日記の該当部分が採録されているが、「孝明天皇紀」を転載(「朝彦)「大日本維新史料稿本」元治元年七月十七日条に、本稿で検討した朝彦

研究代表者小野将氏より画像の提供を受けた。年度)の成果の一部である。本文中、維新史料引継本の図版については、定共同研究「史料編纂所所蔵維新関係貴重史料の研究資源化」(二〇一九定共同研究「史料編纂所所蔵維新関係貴重史料の研究拠点における特〔付記〕本稿は、東京大学史料編纂所共同利用・共同研究拠点における特

【表①】朝彦親王関係史料をめぐる臨時帝室編修局と維新史料編纂会の相互貸借

連番	元号	年	西暦	月	H	内 容	典 拠	識別番号
1	大正	7	1918	1	10	臨時帝室編修局、維新史料編纂事務局より「久邇 宮御蔵書目録」1冊を借用。	臨時帝室編修局「大正7年 明治天皇紀編修録」	11262
2	大正	7	1918	5	17	臨時帝室編修局の嘱託員西忠義、久邇宮邸に参邸 して打ち合わせを行う。	同上	同上
3	大正	7	1918	5	20	臨時帝室編修局、久邇宮附宮内事務官より「送致」 された所蔵史料のリストを受領。	同上	同上
4	大正	8	1919	3	11	臨時帝室編修局、久邇宮家より「御行実編輯料 御手記」17冊ほか合計114冊を借用(【表2】参照)。	臨時帝室編修局「大正8年 明治天皇紀編修録」1	11263-1
5	大正	9	1920	7	3	臨時帝室編修局、維新史料編纂事務局より「御行 実編輯料 御手記 (久邇宮家所蔵)」17冊、「同 目録 (久邇宮家所蔵)」2 冊、「久邇宮御履歴書 (久 邇宮家所蔵)」1 冊、合計20冊を借用。	臨時帝室編修局「大正9年 明治天皇紀編修録」2	11264-2
6	大正	9	1920	7	5	臨時帝室編修局、維新史料編纂事務局より「久邇 親王行実(久邇宮家蔵)」10冊、「御行実編輯料御 草稿類(久邇宮家蔵)」78冊、「御行実編輯料目録 甲乙(久邇宮家蔵)」2冊を借用。	同上	同上
7	大正	9	1920	7	8	臨時帝室編修局、維新史料編纂事務局に「久邇親 王行実」10冊、「御行実編輯料御草稿類」78冊、「御 行実編輯料目録 甲乙」2冊を返却。	同上	同上
8	大正	9	1920	11	25	臨時帝室編修局第二部、「取調必要上」から「久 邇親王行実」10冊を維新史料編纂会から「一時回 収」する。	同上	同上
9	大正	9	1920	12	21	臨時帝室編修局第二部、取り調べ済みにつき「久 邇親王行実」10冊を「再貸与」する。	同上	同上
10	大正	10	1921	1	17	臨時帝室編修局、維新史料編纂事務局から「久邇 親王行実」10冊を受領。	臨時帝室編修局「大正10年 明治天皇紀編修録」2	11265-2
11	大正	10	1921	9	26	臨時帝室編修局、維新史料編纂事務局に「久邇親 王行実」10冊を「再貸与」する。	同上	同上
12	大正	14	1925	3	30	久邇宮家、臨時帝室編修局に貸し下げ中の「御手日記」17冊を維新史料編纂会主催の維新史料展覧会に出品することを許可。 翌日、維新史料編纂官藤井甚太郎が来局して借用。	臨時帝室編修局「大正14年 明治天皇紀編修録」1	11269-1
13	大正	14	1925	4	8	維新史料編纂官藤井甚太郎来局。「御手日記」17 冊を返却。	同上	同上
14	昭和	9	1934	4	25	臨時帝室編修局、久邇宮家に「御行実編輯料 御 手記」17冊ほか合計114冊を返却。	臨時帝室編修局「昭和9年 明治天皇紀編修録」	11278

※典拠史料はすべて宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。

【表②】大正8年3月11日付借用史料一覧

		名称	員 数
1	御行実編輯料	御手記	17冊
2	同	目録 甲乙	2 冊
3	同	御草稿類 自一冊至七十七冊	78⊞
3		(但シ、四十四上下)	70111
4	同	禁裏御収納高	1冊
5	久邇親王行実	初稿	1冊
6	同	自第一稿/至第五稿	5 冊
7	同	宮内省某附箋 第六稿	1冊
8	同	第七、八、九稿	3 冊
9	孝明天皇宸翰写	7 甲乙	2 冊
10	従文久二年冬/	至文久三年春 国事御書類 天地人	3 册
11	久邇宮御履歴書	書 鳥居小路経孟手記	1 冊

合計 114冊

臨時帝室編修局「大正8年 明治天皇紀編修録」1 (識別番号11263-1) より作成

備考欄	利用制限	維新史料編	編纂会の写本	維新史料のスタン		備考
原題ハ「御行実編輯料 目録甲」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス、	全部利用	_	_			
原題ハ「御行実編輯料 目録乙」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス、	全部利用	_	_			
原題ハ「(空欄ママ) 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス、	全部利用	○(維新史料引継本-特Ⅱ-2-1)	御手日記1 (元治元 年)	大正13年 3月8日	購入	
原題ハ「御行実編輯料 御手日記 貳」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス、	全部利用	○(維新史料引継 本-特 II - 2 - 2)	御手日記2(元治二 年)	大正13年 3月8日	購入	
原題ハ(空欄ママ) 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス、	全部利用	○(維新史料引継 本-特 II - 2 - 3)	御手日記3 (慶応元 年)	大正13年 3月8日	購入	
原題ハ(空欄ママ) 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス、	全部利用	○(維新史料引継 本-特Ⅱ-2-4)	御手日記4(慶応二年)	大正13年 3月8日	購入	
原題ハ(空欄ママ) 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス、	全部利用	○(維新史料引継 本-特 II - 2 - 5)	御行実編輯料御手日 記5	大正13年 3月8日	購入	
原題ハ(空欄ママ) 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス、	全部利用	○(維新史料引継本-特Ⅱ-2-6)	御手日記6(慶応三年)	大正13年 3月8日	購入	(1丁目挟み 込み)「(朱書) 臨時編修局ニ 於て貸写」/ 御手日記 六」
原題ハ(空欄ママ) 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス、	全部利用	○(維新史料引継 本-特Ⅱ-2-7)	御手日記7 (慶応三 年)	大正13年 3月8日	購入	(1丁目挟み 込み)「(朱書) 臨時編修局ニ て貸写ノ分」 /御手日記 七 但」
原題ハ(空欄ママ) 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス、	全部利用	_	_			
原題ハ(空欄ママ) 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス、	一部利用	_	_			
原題ハ(空欄ママ) 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス、	一部利用	_	_			
原題ハ(空欄ママ) 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス、	一部利用	_	_			
原題ハ(空欄ママ) 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス、	一部利用	_	_			
表題ハ昭和三年四月二十日、三上編修官長他合議ノ上、定メタルモノナリ、 原題ハ(空欄ママ)	一部 利用	_	_			
原題ハ(空欄ママ) 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス、	一部利用	_	_			
原題ハ(空欄ママ) 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス、	一部利用	_	_			
原題ハ(空欄ママ) 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス、	一部利用	_	_			
原題ハ(空欄ママ) 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス、	一部利用	_	_			
原題ハ「御行実編輯料 文久二、三年御草稿類一」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス、	全部利用	○(維新史料引継 本-特Ⅱ-1-1)	御行実編輯料1 御 草稿類	大正13年 3月8日	購入	
原題ハ「御行実編輯料 文久二、三年栗田御代書簡 二」ナリ 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長以下協議ノ結果、表 題ノ如ク改定セルモノナリ、	全部利用	○(維新史料引継 本-特Ⅱ-1-2)	御行実編輯料2 粟 田御時代御書簡	大正13年 3月24日	購入	
原題ハ「御行実編輯料 相国寺御代書簡 文久二年 三」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス	全部利用	○(維新史料引継本-特Ⅱ-1-3)	御行実編輯料3 相 国寺御代御書簡	大正一年 一月一日	購入	

【表③】 臨帝本と維新史料引継本の対応関係

	識別番号	資料名		原題・内容	台本出所	採集人名	採集年月	校正	謄写人名
1	34152	朝彦親王行実資料1	御行実編輯料	目録 甲	久邇宮家	_	_	雇佐藤威徳	筆生織部辰雄
2	34153	朝彦親王行実資料2	御行実編輯料	目録 乙	久邇宮家	_	_	雇佐藤威徳	筆生鈴木為太 郎
3	34154	朝彦親王行実資料3	御行実編輯料	御手日記 1 元治元年 7 月15日~10月 1 日	久邇宮家	_	_	_	_
4	34155	朝彦親王行実資料4	御行実編輯料	御手日記 2 慶応元年正月 1 日~ 6 月29日	久邇宮家	_	_	_	_
5	34156	朝彦親王行実資料 5	御行実編輯料	御手日記 3 慶応元年 7 月 1 日~12月29日	久邇宮家	_	_	_	_
6	34157	朝彦親王行実資料 6	御行実編輯料	御手日記 4 慶応 2 年正月 1 日~ 5 月29日	久邇宮家	_	_	_	_
7	34158	朝彦親王行実資料7	御行実編輯料	御手日記5 慶応2年6月1日~12月晦日	久邇宮家	_	_	_	_
8	34159	朝彦親王行実資料8	御行実編輯料	御手日記 6 慶応 3 年正月 1 日 ~ 5 月29日	久邇宮家	-	_	ı	_
9	34160	朝彦親王行実資料 9	御行実編輯料	御手日記7 慶応3年6月1日~9月29日	久邇宮家	_	_	_	_
10	34161	朝彦親王行実資料10	御行実編輯料	御手日記8 明治5年	久邇宮家	副総裁子爵藤波言忠	大正14年 4月	有田利雄	佐治為善
11	34162	朝彦親王行実資料11	御行実編輯料	御手日記9 明治6年	久邇宮家	副総裁子爵藤波言忠	大正14年 4月	有田利雄	尾本良三/佐 治晋
12	34163	朝彦親王行実資料12	御行実編輯料	御手日記10 明治7年	久邇宮家	副総裁子爵藤波言忠	大正14年 5月	有田利雄	_
13	34164	朝彦親王行実資料13	御行実編輯料	御手日記11 明治8年	久邇宮家	副総裁子爵藤 波言忠	大正14年 5月	有田利雄	_
14	34165	朝彦親王行実資料14	御行実編輯料	御手日記12 明治9年	久邇宮家	副総裁子爵藤 波言忠	大正14年 5月	有田利雄	森裕
15	34166	朝彦親王行実資料15	御行実編輯料	御手日記13 明治10年	久邇宮家	副総裁子爵藤 波言忠	大正14年 4月	有田利雄	_
16	34167	朝彦親王行実資料16	御行実編輯料	御手日記14 明治11年	久邇宮家	副総裁子爵藤 波言忠	大正14年 5月	有田利雄	前田政徳 外
17	34168	朝彦親王行実資料17	御行実編輯料	御手日記15 明治12年	久邇宮家	副総裁子爵藤 波言忠	大正14年 5月	有田利雄	_
18	34169	朝彦親王行実資料18	御行実編輯料	御手日記16 明治13年	久邇宮家	副総裁子爵藤 波言忠	大正14年 5月	有田利雄	佐治晋
19	34170	朝彦親王行実資料19	御行実編輯料	御手日記17 明治14年	久邇宮家	副総裁子爵藤 波言忠	大正14年 5月	有田利雄	_
20	34171	朝彦親王行実資料20	御行実編輯料1	文久二、三年御草稿類	久邇宮家	_	_	筆生堀田善慶	筆耕名越常一
21	34172	朝彦親王行実資料21	御行実編輯料2	文久二、三年栗田御代御書簡	久邇宮家	_	_	筆生堀元恭	名越常一
22	34173	朝彦親王行実資料22	御行実編輯料3	文久二年 相国寺御代御書簡	久邇宮家	_	_	筆生堀元恭	名越常一

備考欄	利用制限	維新史料編	編纂会の写本	維新史料のスタン		備考
原題ハ「御行実編輯料 中川宮御代御書類 四」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス	全部利用	○(維新史料引継本-特Ⅱ-1-4)	御行実編輯料4 中 川宮御代御書類	大正13年 3月25日	購入	
原題ハ「御行実編輯料 御返事類其他 五」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス	全部利用	○(維新史料引継 本-特Ⅱ-1-5)	御行実編輯料5 御 返事類其他	大正13年 4月20日	_	
原題ハ「御行実編輯料 意見書類 文久三年 六」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス	全部利用	○(維新史料引継本-特Ⅱ-1-6)	御行実編輯料6 意 見書類	大正13年 4月30日	本会作製	
原題ハ「御行実編輯料 天皇勘文其他、元治甲子御書面類 七」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス	全部利用	○(維新史料引継 本-特 II - 1 - 7)	御行実編輯料7 天 皇勘文其他·元治甲 子御書面類	大正13年 3月25日	購入	
原題ハ「御行実編輯料 慶応元乙丑勘文類/仝 春夏書面類/仝 諸向 書通 八」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス	全部利用	○(維新史料引継本-特Ⅱ-1-8)	御行実編輯料8 慶 応元乙丑勘文類・同 春夏書面類・同諸向 書通	大正13年 3月25日	購入	
原題ハ「御行実編輯料 慶応元乙丑秋七月八、九月分書面類 九」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス	全部利用	○(維新史料引継 本-特 II - 1 - 9)	御行実編輯料9 慶 応元乙丑秋七、八、 九月分書面類	大正13年 3月25日	購入	
原題ハ「御行実編輯料 慶応元乙丑秋三ヶ月諸向書通/仝二年丙寅従八 月朔諸書附類 十」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス	全部利用	○ (維新史料引継 本-特 II - 1 -10)	御行実編輯料10 慶 応元乙丑秋三ヶ月書 向書通入	大正13年 3月25日	購入	
原題ハ「御行実編輯料 慶応元乙丑十月御書面類 十一」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス	全部利用	○ (維新史料引継 本-特 II - 1 -11)	御行実編輯料11 慶 応元乙丑十月御書面 類	大正13年 3月24日	購入	
原題ハ「御行実編輯料 慶応元乙丑十月御書付類 十二」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス	全部利用	○ (維新史料引継 本-特 II - 1 -12)	御行実編輯料12 慶 応元乙丑十月御書付 類	大正13年 3月25日	購入	
原題ハ「御行実編輯料 慶応元乙丑十一月十二月書付頼・書面頼 十三」也昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス	全部利用	○ (維新史料引継 本-特 II - 1 -13)	御行実編輯料13 慶 応元乙丑十一月・十 二月書付類・同書面 類	大正13年 3月25日	購入	
原題ハ「御行実編輯料 慶応元乙丑 外国風聞書其他 十四」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス	全部利用	_	_			
原題ハ「御行実編輯料 慶応二年御書面及書附類 上 十五」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス	全部利用	○ (維新史料引継 本-特 II - 1 -14)	御行実編輯料15 慶 応二年御書面及書付 類上	大正13年 4月30日	本会作製	
原題ハ「御行実編輯料 慶応二年御書面及書附類 下 十六」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス	全部利用	○ (維新史料引継 本-特 II - 1 -15)	御行実編輯料16 慶 応二年御書面及書付 類下	大正13年 5月31日	本会作製	
原題ハ「御行実編輯料 慶応三年丁卯御書面及書附類 上 十七」也昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス	全部 利用	○ (維新史料引継 本-特 II - 1 -16)	御行実編輯料17 慶 応三年御書面及書付 類上	大正13年 4月30日	本会 作製	
原題ハ「御行実編輯料 慶応三年御書面及書附類 下 十八」也 昭和三年四月廿日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ 如ク改定セルモノ也	全部利用	○ (維新史料引継 本-特 II - 1 -17)	御行実編輯料18 慶 応三年御書面及書付 類下	大正13年 6月30日	本会 作製	
原題ハ「御行実編輯料 旧無印御袋入御書類(第一) 十九」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス、	全部利用	○(維新史料引継 本-特 II - 1 -18)	御行実編輯料19 旧 無印御袋入御書類 (第一)	大正13年 4月30日	本会 作製	
原題ハ「御行実編輯料 旧無印御袋入御書類(第二 上) 二十」也昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、		○(維新史料引継 本-特 II - 1 -19)	御行実編輯料20 旧 無印御袋入御書類 (第二 上)	大正13年 4月30日	本会 作製	
原題ハ「御行実編輯料 旧無印御袋入御書類(第二 下) 廿一」也昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	○ (維新史料引継 本-特 II - 1 -20)	御行実編輯料21 旧 無印御袋入御書類 (第二 下)	大正13年 5月30日	本会 作製	
原題ハ「御行実編輯料 旧無印御袋入御書類(第三)文久二年分 廿二」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス、	全部利用	○(維新史料引継 本-特 II - 1 -21)	御行実編輯料22 旧 無印御袋入御書類 (第三)	大正13年 5月31日	本会 作製	
原題ハ「御行実編輯料 旧無印御袋入御書類(第四)廿三」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス、	全部利用	○ (維新史料引継 本-特 II - 1 -22)	御行実編輯料23 旧 無印御袋入御書類 (第四)	大正13年 4月30日	本会 作製	
原題ハ「御行実編輯料 旧無印御袋入御書類(第五)廿二(ママ)」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス、	全部 利用	○ (維新史料引継 本-特 II - 1 -23)	御行実編輯料24 旧 無印御袋入御書類 (第五)	大正13年 4月30日	本会 作製	
原題ハ「御行実編輯料 旧無印御袋入御書類(第六)廿五」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス、	全部利用	○ (維新史料引継 本-特 II - 1 -24)	御行実編輯料25 旧 無印御袋入御書類 (第六)	大正13年 5月30日	本会 作製	
原題ハ「御行実編輯料 旧無印御袋入御書類(第七) 廿六」ナリ 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス、	全部利用	○ (維新史料引継 本-特 II - 1 -25)	御行実編輯料26 旧 無印御袋入御書類 (第七)	大正13年 5月31日	本会 作製	

	識別番号	資料名		原題・内容	台本出所	採集人名	採集年月	校正	謄写人名
23	34174	朝彦親王行実資料23	御行実編輯料4	文久三年 中川宮御代御書類	久邇宮家	_	_	筆生堀元恭	名越常一
24	34175	朝彦親王行実資料24	御行実編輯料5	御返事類其他	久邇宮家	_	_	筆生堀元恭	名越常一
25	34176	朝彦親王行実資料25	御行実編輯料6	文久三年 意見書類	久邇宮家	_	_	筆生堀元恭	名越常一
26	34177	朝彦親王行実資料26	御行実編輯料7	天皇勘文其他 元治甲子御書 面類	久邇宮家	_	_	筆生堀元恭	名越常一
27	34178	朝彦親王行実資料27	御行実編輯料8	慶応元乙丑勘文類・同春夏書 面類・同諸向書通	久邇宮家	_	_	筆生堀元恭	名越常一
28	34179	朝彦親王行実資料28	御行実編輯料9	慶応元乙丑秋七、八、九月分 書面類	久邇宮家	_	_	堀元恭	名越常一
29	34180	朝彦親王行実資料29	御行実編輯料10	慶応元乙丑秋三ヶ月諸向書 通・同二丙寅従八月朔諸書付 類	久邇宮家	_	_	筆生堀元恭	名越常一
30	34181	朝彦親王行実資料30	御行実編輯料11	慶応元乙丑十月御書面類	久邇宮家	_	_	筆生堀元恭	名越常一
31	34182	朝彦親王行実資料31	御行実編輯料12	慶応元乙丑十月御書付類	久邇宮家	_	_	筆生堀元恭	名越常一
32	34183	朝彦親王行実資料32	御行実編輯料13	慶応元乙丑十一月十二月書付 類・書面類	久邇宮家	_	_	筆生堀元恭	名越常一
33	34184	朝彦親王行実資料33	御行実編輯料14	慶応元乙丑外国風聞書其他	久邇宮家	_	_	雇林英吉	名越常一
34	34185	朝彦親王行実資料34	御行実編輯料15	慶応二年御書面及書付類 上	久邇宮家	_	_	筆生堀元恭/ 雇林英吉	名越常一(前半)/筆生 佐治為善(後半)
35	34186	朝彦親王行実資料35	御行実編輯料16	慶応二年御書面及書付類 下	久邇宮家	_	_	_	筆生尾本良三
36	34187	朝彦親王行実資料36	御行実編輯料17	慶応三年御書面及書付類 上	久邇宮家	_	_	雇林英吉	筆生堀元恭
37	34188	朝彦親王行実資料37	御行実編輯料18	慶応三年御書面及書付類 下	久邇宮家	_	_	雇有田利雄	筆生清水文治
38	34189	朝彦親王行実資料38	御行実編輯料19	旧無印御袋入御書類(第一)	久邇宮家	_	_	_	筆生清水文治
39	34190	朝彦親王行実資料39	御行実編輯料20	旧無印御袋入御書類(第二 上) 元治元年	久邇宮家	_	_	_	筆生清水文治
40	34191	朝彦親王行実資料40	御行実編輯料21	旧無印御袋入御書類(第二下)	久邇宮家	_	_	雇林英吉/筆 生堀元恭	筆耕白井徳士
41	34192	朝彦親王行実資料41	御行実編輯料22	旧無印御袋入御書類(第三) 文久二年	久邇宮家	_	_	筆生堀元恭	筆耕榎元半重
42	34193	朝彦親王行実資料42	御行実編輯料23	旧無印御袋入御書類(第四)	久邇宮家	_		筆生堀元恭	筆耕榎元半重
43	34194	朝彦親王行実資料43	御行実編輯料24	旧無印御袋入御書類(第五) 文久三、元治元年	久邇宮家	_	_	雇林英吉	筆耕榎元半重
44	34195	朝彦親王行実資料44	御行実編輯料25	旧無印御袋入御書類(第六)	久邇宮家	_	_	_	
45	34196	朝彦親王行実資料45	御行実編輯料26	旧無印御袋入御書類(第七)	久邇宮家	_	_	_	筆生河野通史

備考欄	利用制限	維新史料編	編纂会の写本	維新史料のスタン		備考
原題ハ「御行実編輯料 旧無印御袋入御書類(第八)廿七」ナリ昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	○ (維新史料引継 本-特 II - 1 -26)	御行実編輯料27 旧 無印御袋入御書類 (第八)	大正13年 5月31日	本会作製	
原題ハ「御行実編輯料 黒塗御紋付文箱/御冤遷ニ係ル書類其他/ (朱書)「御宸翰御請書 明治六年十一月御日記」 廿八」ナリ昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	○ (維新史料引継 本-特 II - 1 -27)	御行実編輯料28 黒 塗御紋付文箱/御冤 遷ニ係ル書類其他	大正13年 5月31日	本会作製	
原題ハ「御行実編輯料 黒途拾六菊御紋付御書類 (乙) 御履歴 廿九」也昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	_	_			
原題ハ「御行実編輯料 旧紫縮緬卿包中御書類 元治 慶応元 三十」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス、	全部利用	○ (維新史料引継 本-特 II - 1 -28)	御行実編輯料30 旧 紫縮緬御包中御書類	大正13年 6月30日	本会 作製	
原題ハ「御行実編輯料 旧無袋御書類其他合本 卅一」ナリ昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	○ (維新史料引継 本-特 II - 1 -29)	御行実編輯料31 旧 無袋御書類其他合本	大正13年 7月29日	本会 作製	
原題ハ「御行実編輯料 御冤遷ニ関スル目賀田栄取調書 卅二」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス、	全部利用	○ (維新史料引継 本-特 II - 1 -30)	御行実編輯料32 御 冤遷ニ関スル目賀田 栄取調書	大正13年 5月31日	本会作製	
原題ハ「御行実編輯料 桜風聞 卅三」ナリ 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス、	全部 利用	_	_			
原題ハ「御行実編輯料 山田時章談話 卅四」ナリ 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス、	全部利用	○ (維新史料引継 本-特 II - 1 -31)	御行実編輯料34 山 田時章談話	大正13年 5月31日	本会 作製	
原題ハ「御行実編輯料 滝沢清談話 卅五」ナリ 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス、	全部 利用	○ (維新史料引継 本-特 II - 1 -32)	御行実編輯料35 滝 沢清談話	大正13年 5月31日	本会 作製	
原題ハ「御行実編輯料 鶴印御文箱御書類(甲) 卅六」ナリ 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス、	全部利用	○ (維新史料引継 本-特 II - 1 -33)	御行実編輯料36 鶴 印御文箱御書類甲	大正13年 7月29日	本会 作製	
原題ハ「御行実編輯料 鶴印御文箱御書類(乙) 卅七」ナリ 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス、	全部利用	○ (維新史料引継 本-特 II - 1 -34)	御行実編輯料37 鶴 印御文箱御書類乙	大正13年 7月29日	本会作製	
原題ハ「御行実編輯料 黒塗御紋付十六菊御書類(甲) 卅八」ナリ 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス、	全部利用	_	_			
原題ハ「御行実編輯料 黒塗御紋付文箱御宸翰其他 会津島津へ賜ハルモノ 卅九」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス、	全部利用	○ (維新史料引継 本-特 II - 1 -35)	御行実編輯料39 黒 塗御紋付文箱/御宸 翰其他	大正13年 7月29日	本会作製	
原題ハ「御行実編輯料 御東上日記及熱田神宮御改造始末書 四十」也昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	一部利用	_	-			
原題ハ「御行実編輯料 御東上日記及熱田神宮御改造始末書 四十」ナリ昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	一部利用	_	П			
原題ハ「御行実編輯料 伊勢熱田二関スル神祇官再興書類 四十一」ナリ 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス、	全部利用	_	-			
原題ハ「御行実編輯料 尊祖亀鑑(甲) 四十二」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス、	全部 利用	_	-			
原題ハ「御行実編輯料 専祖亀鑑 附録 (乙) 四十三」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス、	全部利用	_	_			
原題ハ「御行実編輯料 尊祖亀鑑(乙)四十三」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長以下協議ノ結果、表 題ノ如ク改定セラレタリ、	全部利用	_	_			
原題「御行実編輯料 田中宮内大臣・目賀田栄対問答其他 四十四」也昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	○ (維新史料引継 本-特 II - 1 -36)	御行実編輯料44 田 中宮内大臣目加田栄 対問答其他	大正13年 5月31日	本会作製	
原題ハ「御行実編輯料 朝彦親王御冤遷始末 四十四ノ下」ナリ 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定セリ、	全部利用	○ (維新史料引継 本-特 II - 1 -37)	御行実編輯料44下 朝彦親王御冤遷始末	大正13年 5月31日	本会作製	
原題ハ「御行実編輯料 文久三年癸亥 四十五」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定セリ、	全部利用	_	_			
原題ハ「御行実編輯料 文久三年癸亥/自十月七日/至仝卅日 四十六」 ナリ 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス、	全部利用	_	-			

	識別番号	資料名		原題・内容	台本出所	採集人名	採集年月	校正	謄写人名
46	34197	朝彦親王行実資料46	御行実編輯料27	旧無印御袋入御書類(第八)	久邇宮家	_	_	雇林英吉	タイピスト寺 沢光枝
47	34198	朝彦親王行実資料47	御行実編輯料28	黒塗御紋付文箱 御遷冤ニ係 ル書類其他 御宸翰御請書 明治六年十一月御日記	久邇宮家	_	_	筆生堀元恭	筆耕白井徳士
48	34199	朝彦親王行実資料48	御行実編輯料29	黒塗拾六菊御紋付御書類(乙) 御履歴	久邇宮家	_	_	雇有田利雄	筆耕榎元半重
49	34200	朝彦親王行実資料49	御行実編輯料30	旧紫縮緬御包中御書類 元治・慶応元	久邇宮家	_	_	筆生堀元恭	筆生織部辰雄
50	34201	朝彦親王行実資料50	御行実編輯料31	旧無袋御書類其他合本	久邇宮家	_	_	雇林英吉	タイプライタ 分 寺沢光枝 /筆写分佐治 為善
51	34202	朝彦親王行実資料51	御行実編輯料32	御冤遷ニ関スル目賀田栄取調 書	久邇宮家	_	_	臨時帝室編修 官補 熊谷小 鷹	筆耕久木田龍 太郎
52	34203	朝彦親王行実資料52	御行実編輯料33	桜風聞	久邇宮家	_	_	雇林英吉	筆耕榎元半重
53	34204	朝彦親王行実資料53	御行実編輯料34	山田時章談話	久邇宮家	_	_	雇林英吉	筆耕白井徳士
54	34205	朝彦親王行実資料54	御行実編輯料35	滝澤清談話	久邇宮家	_	ı	筆生堀元恭	筆耕白井徳士
55	34206	朝彦親王行実資料55	御行実編輯料36	鶴印御文箱御書類(甲)	久邇宮家	_	_	筆生堀元恭	筆耕榎元半重
56	34207	朝彦親王行実資料56	御行実編輯料37	鶴印御文箱御書類(乙)	久邇宮家	_	_	雇林英吉	筆耕白井徳士
57	34208	朝彦親王行実資料57	御行実編輯料38	黒塗御紋付拾六菊御書類(甲)	久邇宮家	副総裁子爵藤波言忠	大正14年 4月	有田利雄	前田政徳 外
58	34209	朝彦親王行実資料58	御行実編輯料39	黒塗御紋付文箱宸翰其他	久邇宮家	_	_	臨時帝室編修 官補 永井直 邦	筆耕榎元半重
59	34210	朝彦親王行実資料59	御行実編輯料40	明治二十二・二十三年 御東 上日記及熱田神宮御改造始末 書	久邇宮家	副総裁子爵藤波言忠	大正14年 5月	有田利雄	_
60	34211	朝彦親王行実資料59	御行実編輯料40	明治二十二・二十三年 御東 上日記及熱田神宮御改造始末 書	久邇宮家	_	_	雇林英吉	筆耕白井徳士
61	34212	朝彦親王行実資料60	御行実編輯料41	伊勢熱田ニ関スル神祇官再興 書類	久邇宮家	副総裁子爵藤波言忠	大正14年 4月	有田利雄	梁瀬保一
62	34213	朝彦親王行実資料61	御行実編輯料42	尊祖亀鑑(甲)	久邇宮家	副総裁子爵藤波言忠	大正14年 4月	有田利雄	_
63	34214	朝彦親王行実資料62	御行実編輯料43	尊祖亀鑑附録 (乙)	久邇宮家	副総裁子爵藤波言忠	大正14年 2月	有田利雄	岡山常治郎/ 佐冶晋
64	34215	朝彦親王行実資料62	御行実編輯料43	尊祖亀鑑附録 (乙)	久邇宮家	_	_	雇林英吉	筆耕白井徳士
65	34216	朝彦親王行実資料63	御行実編輯料44	田中宮内大臣・目賀田栄対問 答其他	久邇宮家	_	_	雇林英吉	筆生齋藤諒次 郎/筆耕白井 徳士
66	34217	朝彦親王行実資料64	御行実編輯料44 ノ下	朝彦親王御冤遷始末	久邇宮家	_	_	雇有田利雄	筆耕白井徳士
67	34218	朝彦親王行実資料65	御行実編輯料45	文久三年癸亥	久邇宮家	_	_	雇有田利雄	筆生堀元恭
68	34219	朝彦親王行実資料66	御行実編輯料46	文久三年癸亥 自十月七日至同三十日	久邇宮家	_	_	雇林英吉	筆耕榎元半重

備考欄	利用制限	維新史料線	編纂会の写本	維新史料引のスタン	備考
原題ハ「御行実編輯料 文久三年癸亥/自十一月/至十二月 四十七」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果(空白 ママ)	全部利用	1	_		
原題ハ「御行実編輯料 元治元年甲子自正月至二月 四十八」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス、	全部利用	_	_		
原題ハ「御行実編輯料 元治元年甲子二月 四十九」ナリ 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス、	全部利用	-	_		
原題ハ「御行実編輯料 元治元年甲子三月 五十」ナリ 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長以下協議ノ結果、表 題ノ如ク改定ス、	全部利用	-	_		
原題ハ「御行実編輯料 元治元年甲子/自四月/至五月 五十一」ナリ 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長以下協議ノ結果、表 題ノ如ク改定ス、	全部 利用	_	_		
原題ハ「御行実編輯料 元治元年甲子/自七月/至八月 五十二」ナリ 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス、	全部利用	ı	_		
原題ハ「御行実編輯料 元治元年甲子八月 五十三」ナリ 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス、	全部 利用	_	_		
原題ハ「御行実編輯料 元治元年甲子九月 五十四」ナリ 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス、	全部 利用	_	_		
原題ハ「御行実編輯料 文久三癸亥自九月/至十月 四十六ノ前 五十 五」ナリ 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス、	全部利用	_	_		
原題ハ「御行実編輯料 元治元年甲子/自十月/至十二月 五十六」ナリ 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス、	全部利用	_	_		
原題ハ「御行実編輯料 慶応元年丑正月 五十七」ナリ 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス、	全部利用	_	_		
原題ハ「御行実編輯料 慶応元年乙丑/自正月/至二月 五十八」ナリ 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス、	全部利用	_	_		
原題ハ「御行実編輯料 慶応元年乙丑/自三月/至六月 五十九」ナリ 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス、	全部利用	_	_		
原題ハ「御行実編輯料 慶応元年乙丑/自五月/至七月 六十」ナリ 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長以下協議ノ結果、表 題ノ如ク改定セルモノナリ、	全部利用	_	_		
原題ハ「御行実編輯料 慶応元年乙丑/自八月/至十二月 六十一」也昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	_	_		
原題ハ「御行実編輯料 慶応二年丙寅/自正月/至六月 六十二」ナリ 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長以下協議ノ結果、表 題ノ如ク改定セルモノナリ、	全部利用	_	_		
原題ハ「御行実編輯料 慶応二年丙寅/自七月/至十月 六十三」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス、	全部 利用	_	_		
原題ハ「御行実編輯料 慶応三年丁卯/自正月/至六月 六十四」ナリ 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長以下協議ノ結果、表 題ノ如ク改定セルモノナリ、	全部 利用	_	_		
原題ハ「御行実編輯料 慶応三年丁卯/自七月/至十月 六十五」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス、	全部 利用	_	_		
原題ハ「御行実編輯料 慶応三年丁卯/自十月/至十二月 六十六」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス、	全部利用	_	_		
原題ハ「御行実編輯料 六十七」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス、	全部利用	_	_		
原題ハ「御行実編輯料 六十八」ナリ 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス、	全部利用	_	_		
原題ハ「御行実編輯料 文久元 六十九」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス、	全部利用	_	_		
原題ハ「御行実編輯料 文久二年 七十」ナリ 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス、	全部 利用	_	_		

	識別番号	資料名		原題・内容	台本出所	採集人名	採集年月	校正	謄写人名
69	34220	朝彦親王行実資料67	御行実編輯料47	文久三年癸亥 自十一月至十二月	久邇宮家	-	-	雇有田利雄	筆耕久木田龍 太郎
70	34221	朝彦親王行実資料68	御行実編輯料48	元治元年甲子 自正月至二月	久邇宮家	_	_	筆生堀元恭	筆耕白井徳士
71	34222	朝彦親王行実資料69	御行実編輯料49	元治元年甲子 二月	久邇宮家	_		雇林英吉	筆生齋藤諒次 郎/絵図筆生 福田熊五郎
72	34223	朝彦親王行実資料70	御行実編輯料50	元治元年甲子 三月	久邇宮家	_	_	筆生堀元恭	図 筆生福田 熊五郎/筆耕 白井徳士
73	34224	朝彦親王行実資料71	御行実編輯料51	元治元年甲子 自四月至五月	久邇宮家	_	_	林英吉	久木田龍太郎
74	34225	朝彦親王行実資料72	御行実編輯料52	元治元年甲子 自七月至八月	久邇宮家	_	_	雇林英吉	白井徳士
75	34226	朝彦親王行実資料73	御行実編輯料53	元治元年甲子 八月	久邇宮家	_	_	雇林英吉	筆耕白井徳士
76	34227	朝彦親王行実資料74	御行実編輯料54	元治元年甲子 九月	久邇宮家	_	_	雇林英吉	筆耕久木田龍 太郎
77	34228	朝彦親王行実資料75	御行実編輯料55	文久三癸亥 自九月至十月	久邇宮家	_	_	雇林英吉	筆耕榎元半重
78	34229	朝彦親王行実資料76	御行実編輯料56	元治元年甲子 自十月至十二月	久邇宮家	_	_	筆生齋藤諒次 郎	筆耕白井徳士
79	34230	朝彦親王行実資料77	御行実編輯料57	慶応元年丑 正月	久邇宮家	_	_	雇林英吉	筆耕白井徳士
80	34231	朝彦親王行実資料78	御行実編輯料58	慶応元年乙丑 自正月至二月	久邇宮家	ı	ı	雇林英吉	筆生久木田龍 太郎
81	34232	朝彦親王行実資料79	御行実編輯料59	慶応元年乙丑 自三月至六月	久邇宮家	_	_	雇林英吉	筆耕榎元半重
82	34233	朝彦親王行実資料80	御行実編輯料60	慶応元年乙丑 自五月至七月	久邇宮家	_	_	林英吉	齋藤諒次郎
83	34234	朝彦親王行実資料81	御行実編輯料61	慶応元乙丑 自八月至十一月	久邇宮家	_	_	臨時帝室編修 官補熊谷小鷹	筆耕白井徳士
84	34235	朝彦親王行実資料82	御行実編輯料62	慶応二年丙寅 自正月至六月	久邇宮家	_	_	雇林英吉	榎本 (ママ) 半重
85	34236	朝彦親王行実資料83	御行実編輯料63	慶応二年丙寅 自七月至十月	久邇宮家	_	_	筆生梁瀬保一	筆耕久木田龍 太郎
86	34237	朝彦親王行実資料84	御行実編輯料64	慶応三年丁卯 自正月至六月	久邇宮家	_	_	筆生堀元恭	白井徳士
87	34238	朝彦親王行実資料85	御行実編輯料65	慶応三年丁卯 自七月至十月	久邇宮家	_	_	編修官補熊谷 小鷹	筆耕榎元半重
88	34239	朝彦親王行実資料86	御行実編輯料66	慶応三年丁卯 自十月至十二月	久邇宮家	_	_	筆生梁瀬保一	筆耕白井徳士
89	34240	朝彦親王行実資料87	御行実編輯料67	長防探索覚書	久邇宮家	_	_	筆生梁瀬保一	同佐冶為善
90	34241	朝彦親王行実資料88	御行実編輯料68	御定 享保・元文・寛保・延 享・寛延・寛政・文化	久邇宮家	_	_	雇林英吉/同 有田利雄	(図) 筆生福 田熊五郎/筆 耕白井徳士
91	34242	朝彦親王行実資料89	御行実編輯料69	文久元年	久邇宮家	_	_	筆生梁瀬保一	同佐冶為善
92	34243	朝彦親王行実資料90	御行実編輯料70	文久二年	久邇宮家	_	_	編修官補熊谷 小鷹/雇佐藤 威徳	(図) 筆生佐 冶為善/筆耕 久木田龍太郎

備考欄	利用制限	維新史料線	編纂会の写本	維新史料のスタン		備考
原題ハ「御行実編輯料 文久二年 慶応三 文久三年 七十一」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス、 (朱書)「扉ノ御行実編輯料 云々」ハ、原本ノ表題ナリ、表紙ノ裏面 ニ書入アレバ、重複スレドモ存セシナリ」	全部利用	○ (維新史料引継 本-特 II - 1 -38)	御行実編輯料71(文 久二年壬戌九月/国 事他)	大正13年 7月17日	本会作製	
原題ハ「御行実編輯料 元治元年 介石建白 七十二」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス、	全部利用	_	_			
原題ハ「御行実編輯料 慶応三年卯八月以後 七十三」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ上、表題ノ 如ク改定ス、	全部利用	_	_			
原題ハ「御行実編輯料 文久二、三年 七十四」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ上、表題ノ 如ク改定セリ、	全部利用	_	_			
原題ハ「御行実編輯料 安政中 慶応二年分 七十五」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ上、表題ノ 如ク改定ス、	全部利用	_	_			
原題ハ「御行実編輯料 万延元年 文久元二/毛利書付豊田小太郎手筆 七十六」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス、	全部利用	_	_			
原題ハ「御行実編輯料 七十七/ベルリ日本紀行」ナリ 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス、	全部利用	_	-			
原題ハ「御行実編輯料 禁裏御収納高」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス、	全部利用	_	_			
原題ハ「久邇親王行実 初稿」ナリ 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス、	全部利用	_	_			
原題ハ「久邇親王行実 第一稿」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ上、表題ノ 如ク改定ス、	全部利用	○(維新史料引継本-特Ⅱ-5-1)	久邇親王行実 第一 稿	大正13年 3月8日	購入	
原題ハ「久邇親王行実 第二稿」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス、	全部利用	_	_			
原題ハ「久邇親王行実 第三稿」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ上、表題ノ 如ク改定ス、	全部利用	_	_			
原題ハ「久邇親王行実 第四稿」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ上、表題ノ 如ク改定ス、	全部利用	_	_			
原題ハ「久邇親王行実 第五稿」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ上、表題ノ 如ク改定ス、	全部利用	_	_			
原題ハ「宮内省某附箋/久邇親王行実 第六稿」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題 ノ如ク改定ス、	全部利用	_	_			
原題ハ「久邇親王行実 第七稿」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ上、表題ノ 如ク改定ス、	全部利用	_	_			
原題ハ「久邇親王行実 第八稿」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ上、表題ノ 如ク改定ス、	全部利用	_	_			
原題ハ「久邇親王行実 第九稿」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ上、表題ノ 如ク改定ス、	全部利用	○(維新史料引継本-特Ⅱ-5-2)	久邇親王行実 第九 稿	大正13年 3月8日	購入	
_	_	○(維新史料引継 本-特Ⅱ-4-1)	孝明天皇宸翰真写 甲	大正13年 3月25日	購入	
_	_	○(維新史料引継 本-特Ⅱ-4-2)	孝明天皇宸翰写 乙	大正13年 3月25日	購入	
_	_	○(維新史料引継 本-特 II - 3 - 1)	国事御書類 天 文 久2年冬~文久3年 春	大正13年 3月8日	購入	
_	_	○(維新史料引継 本-特 II - 3 - 2)	国事御書類 地 文 久2年冬~文久3年 春	大正13年 3月8日	購入	

	識別番号	資料名		原題・内容	台本出所	採集人名	採集年月	校正	謄写人名
93	34244	朝彦親王行実資料91	御行実編輯料71	文久二年・慶応三・文久三年	久邇宮家	_	_	筆生梁瀬保一	筆耕榎元半重
94	34245	朝彦親王行実資料92	御行実編輯料72	元治元 介石建白	久邇宮家	_	_	筆生梁瀬保一	筆耕白井徳士
95	34246	朝彦親王行実資料93	御行実編輯料73	慶応三年八月以後	久邇宮家	_	_	雇林英吉	筆耕久木田龍 太郎
96	34247	朝彦親王行実資料94	御行実編輯料74	文久二・三年	久邇宮家	_	_	雇有田利雄	筆耕白井徳士
97	34248	朝彦親王行実資料95	御行実編輯料75	安政中 慶応二年分	久邇宮家	ı	ı	雇有田利雄	筆耕久木田龍 太郎
98	34249	朝彦親王行実資料96	御行実編輯料76	万延元年 文久元・二 毛利 書付豊田小太郎手筆	久邇宮家	_	-	雇有田利雄	筆耕榎元半重
99	34250	朝彦親王行実資料97	御行実編輯料77	ベルリ日本紀行	久邇宮家	_	_	「タイプライ ター」ノ分 編修官補熊谷 小鷹/筆写及 分 雇佐藤威 徳	(筆写) 筆生 堀元恭/(タ イプライター) 雇佐藤正子/ (地図) 雇野 口林平
100	34251	朝彦親王行実資料98	御行実編輯料78	禁裏御収納高	久邇宮家	_	_	雇有田利雄	筆耕榎元半重
101	34142	朝彦親王行実 1	久邇親王行実 褚	17稿	久邇宮家	_	_	筆生堀元恭	筆耕名越常一
102	34143	朝彦親王行実2	久邇親王行実 第	5一稿	久邇宮家	_	_	雇林英吉	筆生織部辰雄
103	34144	朝彦親王行実3	久邇親王行実 第	第二稿	久邇宮家	_	-	-	筆耕名越常一
104	34145	朝彦親王行実 4	久邇親王行実 第	第三稿	久邇宮家	_	_	雇林英吉	筆生織部辰雄
105	34146	朝彦親王行実 5	久邇親王行実 第	等四稿	久邇宮家	_	-	雇林英吉	佐藤正子
106	34147	朝彦親王行実 6	久邇親王行実 第	5五稿	久邇宮家	_	_	雇林英吉	同寺沢光枝
107	34148	朝彦親王行実7	久邇親王行実 宮	官内省某附箋 第六稿	久邇宮家	_	_		古屋美恵子
108	34149	朝彦親王行実8	久邇親王行実 第	9七稿	久邇宮家	_	_	雇林英吉	木村うめ
109	34150	朝彦親王行実 9	久邇親王行実 第	等八稿	久邇宮家	_	_	雇佐藤威徳	タイピスト古 屋美恵子
110	34151	朝彦親王行実10	久邇親王行実 第	等九稿	久邇宮家	_	_	雇林英吉	同寺沢光枝/ 中堀利恵
111	_	_	孝明天皇宸翰写	甲	_	_	_	_	_
112	_	_	孝明天皇宸翰写	Ζ	_	_	_	_	_
113	_	_	従文久二年冬/3	至文久三年春 国事御書類 天	_	_	_	_	_
114	_	_	従文久二年冬/3	医文久三年春 国事御書類 地	_	_	_	_	_

備考欄	利用制限	維新史料編	維新史料引継本 のスタンプ		備考	
_	_	○(維新史料引継 本-特Ⅱ-3-3)	国事御書類 人 文 久2年冬~文久3年 春	大正13年 3月8日	購入	
_	-	○(維新史料引継 本-特Ⅱ-5-3)	久邇宮御履歴書鳥居 小路経孟手記	大正13年 7月12日	本会 作製	

※利用制限の結果は、令和2年(2020)1月8日現在のものである。

	識別番号	資料名	原題・内容	台本出所	採集人名	採集年月	校正	謄写人名
115	1		従文久二年冬/至文久三年春 国事御書類 人	1	_	1		_
116	_	_	久邇宮御履歴書 鳥居小路経孟手記	_	_	_	_	_